

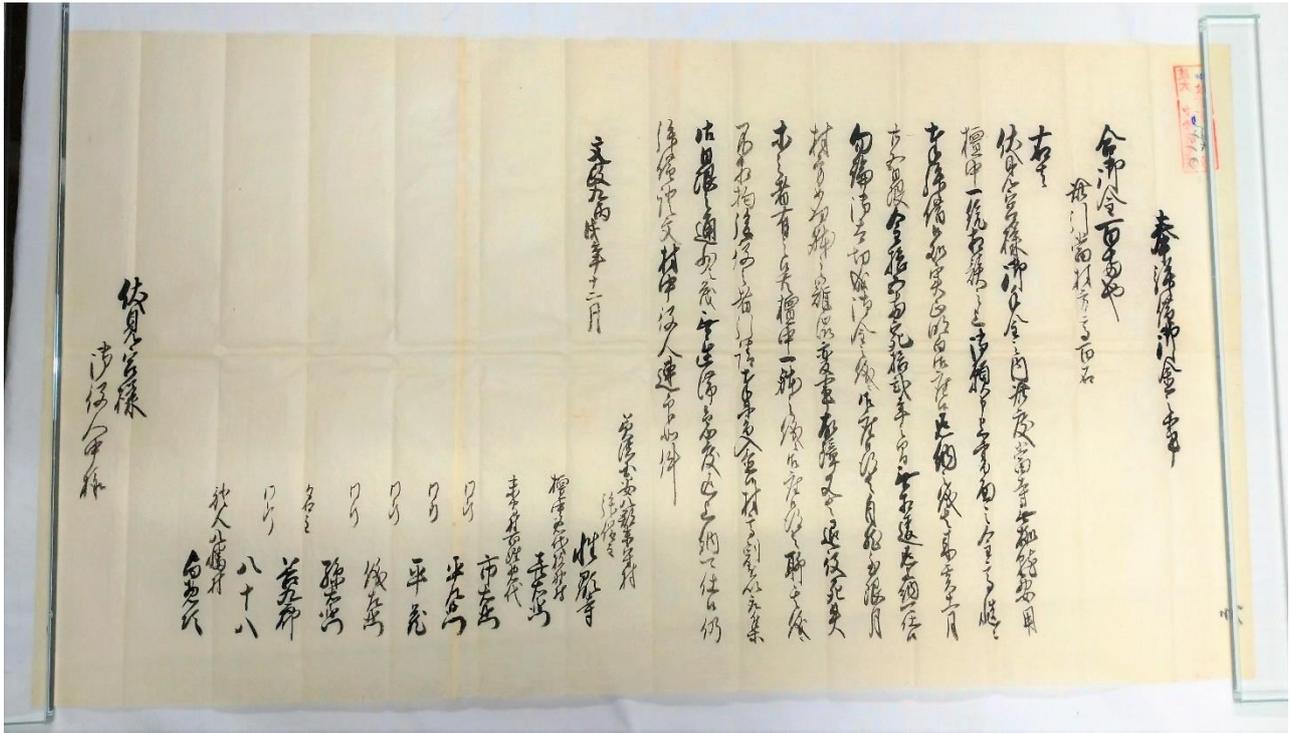


岐阜大学機関リポジトリ

Gifu University Institutional Repository

地域史料通信 14号

メタデータ	言語: 出版者: 岐阜大学地域科学部地域資料・情報センター 公開日: 2023-12-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岐阜大学地域科学部地域資料・情報センター メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12099/0002000272



(岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵 美濃国池田郡八幡村竹中家文書り 61-1-4)

上の写真は、美濃国池田郡八幡村で庄屋をつとめていた竹中家に残された史料（控え）です。「奉拝借御金之事」と題され、竹中家の9代目である与惣治の名前も見つけることができます。また末守村や杉野村といった他の村名も見られます。この史料は何を定めたものでしょうか？

詳しくは2ページから

目次

「伏見宮様御拝借金」をめぐって	2
地域資料・情報センターからのお知らせ／編集後記	7
交流コラム	8

「伏見宮様御拝借金」をめぐって その1

—文政9年の借用証文—

奉拝借御金之事
合御金百両也
此引当村方高百石
右者
伏見宮様御手金之内此度当寺無拠就要用
檀中一統相談之上御願申上書面之金高慥ニ
奉拝借候処実明白御座候、返納之儀者、来亥十一月
廿五日限金拾五兩宛拾貳年之間無相違返上納可仕候、
勿論御太切成御金之儀ニ御座候得者、自然至限月
村方如何体之難渋変事故障又者退役死失
等之者有之候共檀中一体之儀ニ御座候得者、聊其儀ニ
不相拘後役之者引請奉書入置候村高割を以取集、
御日限之通少シ茂無遅滞急度返上納可仕候、仍
拝借証文村中役人連印如件
文政九丙戌年十二月

美濃国安八郡末守村
拝借主 性頭寺
檀中惣代杉野村 喜右衛門
末守村百姓惣代 市右衛門
同断 平左衛門
同断 平蔵
同断 儀左衛門
同断 孫右衛門
名主 善九郎
同断 八十八
証人八幡村 与惣治

伏見宮様
御役人中様

奉拝借御金之事

上は、表紙に掲げた史料の翻刻文です。文政9（1826）年12月、性頭寺しょうげんじというお寺が、伏見宮から金100両を借りる際の証文になります。

この文書には、性頭寺が金100両を伏見宮から借りること、返済が出来ない場合には末守村が弁済することが書かれています。返済に関しては、「来亥年」、つまり文政10年以降、毎年11月25日に金15両ずつ、12年間にわたって返済していくことと定められました。

次に、証文の作成者（ で囲まれた箇所）と提出先（ で囲まれた箇所）を見ていきたいと思ひます。

性頭寺

性頭寺は、美濃国安八郡末守村（現 岐阜県安八郡神戸町）にある浄土真宗本願寺派の寺院です。天台宗の寺院として創建されましたが、延徳2（1490）年に天台宗から真宗へと転宗し、美濃における真宗の発展に寄与しました。中世において性頭寺の地位は他の寺院に比べて高く、その支配

力も強大であったとされています（『神戸町史 上』）。

性頭寺のある末守村は、江戸時代を通して大垣藩領でありました。拝借主である性頭寺に続いて、性頭寺の檀家を代表して、杉野村（現 岐阜県揖斐郡池田町）の喜右衛門が署名しています。

続いて、末守村の村役人の名前が連なっています。百姓惣代4名（市右衛門・平左衛門・平蔵・儀左衛門）と、名主2名（善九郎・八十八）です。

このうち、八十八という人物は、文政期から天保期にかけて名主をつとめ、彼が亡くなった後に名主は不在となり、末守村は他村からの附名主に支配されるようになったとされています（『神戸町史 上』）。

竹中家文書には、「伏見宮様御拝借金」に関する史料の中には、八十八と与惣治との間で交わされた書簡が残されています。

竹中与惣治

最後に、証人として八幡村の庄屋である竹中与惣治の名前が見えます。竹中家は、池田郡八幡村で代々庄屋をつとめた家であり、本史料に登場す

る与惣治は9代目の人物です。彼は寛政10(1798)年から弘化4(1847)年まで庄屋役を務め、嘉永2(1849)年に没しました。

また、池田郡の池田野新田・東野村、および不破郡の宮代・松尾・綾野・野上・塩田・青墓の9村の兼帯庄屋でもあり、立入人として多くの紛争を解決した人物としても知られています(『岐阜県史 通史編近世 上』)。

与惣治が証人として署名した経緯については、「差出申下請証文之事」(り61-1-7)から知ることが出来ます。この史料には、

此度伏見宮様御手金之内百両、岩手村助三郎殿取次にて性顕寺え被致拝借、質物之儀者当村高書入証文相認、貴殿御加印被下候様正円寺を以御願申入候処、御承知被下忝存候

と記されています。ここから、岩手村(現 岐阜県不破郡垂井町)にいる助三郎という人物が取次となり、伏見宮から性顕寺へ金100両が貸付られたこと、与惣治が証人として署名したのは、正円寺からの願いであったことが分かります。正円寺は、八幡村にある寺院で、末守村性顕寺の末寺でした。

また、「下請証文之事」(り61-1-1)では、喜右衛門らは、返済までの12年間の間に「不埒」な事があった場合には、質地である字東新田(上田1反33坪、分米1石5斗6升2合・掬米1石8斗6升2合)を差し出すことを、与惣治と約束しています。

以上のことから、性顕寺と杉野村喜右衛門らは、末寺である正円寺を通じて八幡村庄屋の与惣治に証人となるようお願いし、与惣治が承諾したことが窺えます。

伏見宮と近世における名目金制度

宛先には、「伏見宮様」「御役人中様」とあります。

性顕寺へ金100両を貸し付ける「伏見宮」は、伏見宮貞敬親王です。安永4(1776)年に生まれ、幼名は嘉禰宮であり、安永8年に後桃園天皇が崩御した際には、継嗣として名前が挙がりました。その後、寛政9(1797)年8月に親王宣下、享和2(1802)年に父邦頼親王の薨去により伏見宮を相続し、天保12(1841)年に65歳で薨去した人物です。

「伏見宮様御拝借金」のように、宮家や公家が寺社へ貸し付ける例は他にも見られます。このような、近世において公家や寺社、御三家などが祠堂金・修復料などといった名目を冠して資金を貸し付ける(利貸しする)制度を名目金(銀)といいます。

宮家・門跡家を含んだ寺社名目金は、祠堂金貸付という形で開始され、宝暦・天明期(1751~1789年)には貸付制度が成立しました。貸付の範囲も、開始当初は京都・大坂を中心としていましたが、次第に拡大し、化政期には関東地方までその対象となりました。また、幕府は名目金に対して、債権者を保護するため、金(銀)貸借に関する訴訟上の優先権を認めていました。

伏見宮家の財政事情について

『伏見宮実録』によれば、文政~天保期に何度か儉約令が出されていることが分かります。例えば文政12年6月15日には、儉約のため家中諸事省略するよう、自ら書付をもって伝達しています。しかし天保6年2月1日、文政12年に儉約の示達を出したものの更に家計が逼迫しているとして、この月より7ヶ年、より一層の儉約をすべしとのお達しを出しています。このほか、天保8年11月1日には「家計不如意」のため、前紀州藩主徳川治宝より白銀70枚の献金を受けたとの記録もあります。この献金には、天保7年の飢饉により米価が高騰していることも理由として挙げられており、日頃の出費に加え、天保飢饉も財政逼迫に拍車をかけていたようです。

【美濃郡池田郡八幡村竹中家文書に残る、伏見宮様拝借金一件に関する史料】

目録番号	表題	作成年月日	作成者	宛先	備考
り61-1-1	下請証文之事（未守村性願寺、伏見宮御手金のうち金100両拝借につき）	文政9年12月	杉野村地主喜右衛門（印）、同村請人治兵衛（印）、同村百姓代治介（印）、同村組頭新助（印）、同村庄屋藤右衛門（印）	八幡村与惣治殿	
り61-1-2	下請証文之事（未守村性願寺、伏見宮御手金のうち金100両拝借につき）	文政9年12月	杉野村地主喜右衛門（印）、同村請人治兵衛（印）、同村百姓代治介（印）、同村組頭新助（印）、同村庄屋藤右衛門（印）	八幡村与惣治殿	
り61-1-3	差出申下請証文之事（伏見宮様御手金のうち100両拝借）	文政9年12月		八幡村与惣治殿	端裏「性願寺下請案文」
り61-1-4	奉拝借御金之事（金100両拝借につき）	文政9年12月	美濃国安八郡未守村拝借主性願寺、檀中総代杉野村喜右衛門、未守村百姓総代市右衛門ほか4名、名主若九郎ほか1名、証人八幡村与惣治	伏見宮様御役人中様	り61-1-4～り61-1-13はこより一括、端裏「扣」
り61-1-5	乍恐以書付奉願上候	(天保3年) 11月	八幡村願主庄屋与惣治	大垣御預御役所	端裏「扣」
り61-1-6	一札（文政9年12月伏見宮様御手金拝借金を一昨年迄に皆済の旨）	天保14年4月	未守村性願寺（印）、同村名主八十八（印）	八幡村竹中与惣治殿	包紙あり
り61-1-7	差出申下請証文之事（伏見宮様御手金のうち100両拝借）	文政9年12月	未守村性願寺（印）、下八幡請人正崇寺（印）、檀中総代杉野村喜右衛門（印）、未守村百姓総代市右衛門（印）ほか4名、同断名主若九郎（印）、同断八十八（印）	上八幡与惣治殿	
り61-1-8	奉拝借御金之事（金100両拝借につき）	文政9年12月	美濃国安八郡未守村拝借主性願寺、檀中総代杉野村喜右衛門、未守村百姓総代市右衛門ほか4名、名主若九郎ほか1名、証人八幡村与惣治	伏見宮様御役人中様	り61-1-4と同内容
り61-1-9	差出申下請証文之事（伏見宮様御手金のうち100両拝借）	文政9年12月	未守村借主性願寺（印）、下八幡請人正崇寺（印）、檀中総代杉野村喜右衛門（印）、未守村百姓総代市右衛門（印）ほか4名、名主若九郎（印）ほか1名	上八幡与惣治殿	り61-1-7と同内容
り61-1-10	乍恐以書付奉願上候	(天保3年) 11月	八幡村与惣治	大垣御預御役所	り61-1-5の下書カ
り61-1-11	奉拝借御金之事（金100両拝借につき）	文政9年12月	美濃国安八郡未守村拝借主性願寺、檀中総代杉野村喜右衛門、未守村百姓総代市右衛門ほか4名、名主若九郎ほか1名、証人八幡村与惣治	伏見宮様御役人中様	り61-1-4・8と同内容
り61-1-12	乍恐以書付御届奉申上候	天保5年2月	未守村御百姓代平蔵ほか3名、同村五人組頭市右衛門、同村名主八十八	御代官御役所	継目割がれ
り61-1-13	差出申口証文之事	天保4年12月	伏見宮御金取次美濃不破郡若手村小村祐次郎（印）ほか1名	美濃不破郡未守村性願寺	
り61-1-14	性願寺金上納不埒二付（一ヶ年1両3分2未宛上納につき勘考願いたい旨）	(天保3年) 11月	未守村平左衛門、同八十八		り61-1-14～29はこより一括
り61-1-15	書付（性願寺金子一件）	天保2年10月4～7日	竹中与惣治カ		
り61-1-16	〔書簡〕（性願寺金子御上納について）	(天保3年) 11月27日	小村祐次郎	竹中与惣治殿	「十一月廿七日来書」とあり
り61-1-17	〔書簡下書〕	(天保3年) 11月5日	竹中与惣治	小村祐次郎殿	
り61-1-18	〔書簡〕（伏見宮様拝借金の件につき、加判の面々を呼び出し御礼しの必要ありの旨）	(天保3年) 11月8日	小村祐次郎	竹中与惣治殿	端裏「十一月八日来書」とあり、り61-1-22と同内容
り61-1-19	〔書簡〕（伏見宮様拝借金につき）	(天保3年) 11月26日	正円寺	竹中与惣治殿	
り61-1-20	〔書簡〕（助三郎死去のため伏見宮への取次は小村祐次郎へ仰付の旨）	(天保3年) 11月5日	小村祐次郎	竹中与惣治殿	
り61-1-21	〔書簡〕（助三郎死去のため伏見宮への取次は小村祐次郎へ仰付の旨）	(天保3年) 11月5日	小村祐次郎	竹中与惣治殿	端裏「十一月五日来書」とあり、り61-1-20と同内容
り61-1-22	〔書簡〕（伏見宮様拝借金の件につき、加判の面々を呼び出し御礼しの必要ありの旨）	(天保3年) 11月8日	小村祐次郎	竹中与惣治殿	端裏「十一月八日返書」とあり
り61-1-23	〔書簡〕（伏見宮様拝借金の返済について）	(天保3年) 11月17日	小村祐次郎	竹中与惣治殿	
り61-1-24	〔書簡〕	(天保3年) 11月晦日	性願寺	竹中与惣治殿	
り61-1-25	差出申下請証文之事（伏見宮様御手金のうち100両拝借）	文政9年12月	未守村借主性願寺（印）、下八幡請人正崇寺（印）、檀中総代杉野村喜右衛門（印）、未守村百姓総代市右衛門（印）ほか4名、名主若九郎（印）ほか1名	上八幡与惣治殿	端裏「扣」とあり、り61-1-7・9と同内容
り61-1-26	〔書簡〕	11月23日カ	正円寺	竹中与惣治殿	
り61-1-27	〔書簡〕（伏見宮様拝借金の件につき、性願寺の動向について）	(天保3年) 11月晦日	未守村中村八十八	八幡村竹中与惣治様	
り61-1-28	〔書簡〕（伏見宮様拝借金の件につき、性願寺の動向について）	(天保3年) 同11月16日	中村八十八	竹中与惣治様	
り61-1-29	〔書簡〕（性願寺宛て下書き）		竹中与惣治	性願寺	端裏「性願寺へ 下書」とあり
り61-2	伏見宮様と性願寺へ相掛候金証一件書類写		竹中与惣治		表紙「与惣治扣」とあり

※作成年月日の（ ）は、内容および干支より作成年を推定した。

「伏見宮様御拝借金」をめぐって その3

—その後—

拝借金「皆済」までの道のり

ここまで、伏見宮からの拝借金返済をめぐり、性顕寺や証人竹中与惣次の動きを見てきました。

最後に、この一件の顛末をご紹介したいと思います。

天保4(1833)年12月、祐次郎が性顕寺へ宛てて作成された「差出候^{すみくち}済口証文之事」(り61-1-13)が残されています。この証文では、残った返済額を年賦払いとし、翌天保5年から10年まで年々金5両ずつ返済することを定め、皆済した場合には当初の証文を差し戻すとしています。

その後、天保5年2月には、末守村の百姓代・五人組頭・庄屋らが、御代官役所に届け出ています(「乍恐以書付御届奉申上候」(り61-1-12))。この史料から、天保3年冬に与惣治が性顕寺を訴えた一件については、末守村の百姓代らが性顕寺へ掛け合い、仲裁(史料中には「訳立」)したことが書かれ、済口証文の写と共に届けたことが分かります。済口証文は、「差出候済口証文之事」(り61-1-13)を示すと推測出来ます。性顕寺と伏見宮との間で上記の通りに返済方法が定まり、両者は和解することが出来ました。

最後に、天保14年4月に作成された史料をご紹介します(「一札(文政9年12月伏見宮様御手金拝借金を一昨年迄に皆済の旨)」(り61-1-6))。この史料は、性顕寺と末守村名主八十八が、竹中へ出したものになります。

一 当寺儀去ル文政九丙戌年十二月岩手村小村祐次郎取次を以伏見宮様御手金之内金百両拝借之砌、貴殿ニ証印之儀御願申上御調印被成下候処、一昨年迄ニ右金皆済ニ相成り候(後略)

拝借金の返済については、「一昨年」、天保12年までに皆済したことを伝えている史料になります。

「差出候済口証文之事」(り61-1-13)では、天保10年までの返済予定となっていたが、結局天保12年まで返済が続いたようです。

ちなみに、この史料の包紙には、「(前略)証文紛失ニ付、性顕寺方一札取置候」とあり、与惣治が証文を紛失してしまったため、性顕寺より取り置いたものであることが分かります。

おわりに～竹中与惣治の役割～

本号では、竹中家文書に残る史料から、「伏見宮様御拝借金」一件をご紹介します。

文政9年に伏見宮から拝借した金100両は、当初12年後の天保10年での返済を予定していましたが、実際には天保12年までかかることとなりました。

末守村にある性顕寺と、京都の伏見宮との金貸借をめぐっては、両者だけでなく、岩手村(借次)をはじめ、杉野村(檀中惣代)、八幡村(証人)、大垣藩御預役所など、様々な地域にいる人物が関わり合っていました。当時の美濃国における村同士のネットワークを知る上でも、貴重な史料であると言えるでしょう。

また、今回証人として登場した八幡村庄屋の竹中与惣治は、末守村名主八十八や、取次小村祐次郎らと書簡を交わし、解決に向けて奔走していたことが分かります。与惣治については、既に村々の紛争解決に関して評価がなされていますが、改めて彼の活躍ぶりを知ることが出来ました。

地域資料・情報センターよりお知らせ

【資料のお問い合わせ先】

資料の閲覧・撮影・掲載許可等に関するお問い合わせ先は、以下の2つになります。お間違えの無いようお願いいたします。

* 下記の刊行物に掲載されている資料は、すべて岐阜大学教育学部 郷土博物館の所蔵となります。資料の閲覧・掲載等に関する申請は、教育学部までお問い合わせください。詳細は教育学部郷土博物館 HP (<https://www.ed.gifu-u.ac.jp/gifuuedu-cont/museum/index.html>) をご覧ください。

- ・『岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵史料目録(1) 美濃国方県郡河渡村 村木家文書目録』
- ・『岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵史料目録(2) 美濃国方県郡木田村 山田家文書目録』
- ・『岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵史料目録(3) 美濃国武儀郡下有知村山田家文書目録』
- ・『岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵史料目録(4) 未報告諸資料・博物館関係資料目録』
- ・『岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵史料目録(5) 美濃国安八郡浅草東村大橋家文書・美濃国石津郡乙坂村文書目録』
- ・『岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵史料目録(6) 美濃国本巢郡長屋村長屋家文書目録』
- ・『岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵史料目録(7) 美濃国池田郡八幡村竹中家文書目録 (その1)』
- ・『岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵史料目録(8) 美濃国池田郡八幡村竹中家文書目録 (その2)』
- ・『岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵史料目録(9) 美濃国池田郡八幡村竹中家文書目録 (その3)』
- ・『岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵史料目録(10) 美濃国池田郡八幡村竹中家文書目録 (その4)』

* その他の資料に関するお問い合わせは、地域資料・情報センターまで。

電話 (058) 293-3323 (木・金曜日 9:00~12:00)

E-mail suzuki.oto.a5@f.gifu-u.ac.jp

【地域の情報を募集しています】

「交流コラム～現場から～」では、岐阜県に関わる史料の編纂・保存・活用事業や、史料展示などの情報を掲載していきます。皆様からの情報をお待ちしています。

主要参考文献

- ・岐阜県『岐阜県史通史編 近世上』(1968年)
- ・神戸町『神戸町史 上』(1969年)
- ・三浦俊明『近世寺社名目金の史的研究 近世庶民金融市場の展開と世直し騒動』(吉川弘文館、1983年)
- ・吉岡眞之・藤井讓治・岩壁義光監修『貞敬親王実録』第1・2巻(『四親王家実録 第I期 伏見宮実録』第14・15巻)(ゆまに書房、2016年)
- ・『角川日本地名大辞典 21 岐阜県』(角川書店、1980年)

編集後記

『地域史料通信』第14号をお届けします。本号では、竹中家文書に残る史料より、伏見宮からの拝借金をめぐる一件についてご紹介しました。また、大垣市奥の細道むすびの地記念館様よりご寄稿を賜りました。ありがとうございました。

地域資料・情報センターに着任して3年が経ちました。整理・目録作成を必要とする史料は非常に多くあります。今後も、少しずつではありますが、整理を進めながら、興味深い史料をご紹介していきたいと思っております。
(鈴木乙都)

交流コラム～現場から～

《開館 10 周年を迎えた大垣市奥の細道むすびの地記念館のオススメ》

大垣市教育委員会 上嶋康裕

大垣市は、俳人松尾芭蕉が『奥の細道』の旅を終えた「むすびの地」として知られています。芭蕉との縁をはじめ歴史や文化、経済の交流点として発展してきた中心市街地に「大垣の歴史と文化が息づく賑わいと憩いの空間の創出」を目指し、平成 24 年（2012）4 月に開館したのが、大垣市奥の細道むすびの地記念館です。令和 4 年（2022）3 月に入館者数が 200 万人に達し、令和 4 年度には開館 10 周年を迎えました。



大垣市奥の細道むすびの地記念館外観

10 周年記念事業として、常設展示室の芭蕉館・先賢館において、展示の詳しい解説の他、関連アニメや動画のストリーミング配信などを新たに視聴することができるようになりました。これは、館内設置の QR コードをスマートフォンで読み取ることにより視聴できるものです。多言語対応の展示解説は、初級から上級まで全部で 61 個あります。芭蕉館では、「芭蕉さんと『奥の細道』」と題したアニメーションを 5 本視聴することができます。芭蕉の歩みや『奥の細道』を読み解く上でのポイントがおさえられています。先賢館では、「高校生の語りで聞く大垣の先賢」と題した動画を 5 本視聴することができます。ナレーションを市内の高校生が担当しており、その語り口に思わず聞き入ってしまいます。いずれも当館でしか視聴できないオリジナル作品です。

令和 5 年は、与謝蕪村ら中興俳諧の俳人を紹介する企画展（3/25～5/14）、植物の研究に情熱を注いだ飯沼慾斎と牧野富太郎について紹介する企画展（7/15～8/27）、秋の景物として俳人たちに愛された月の句を紹介する企画展（10/7～11/19）を開催予定です。当館初の体験講座の開催も準備しており、市内外の方に興味・関心をもっていただけるような展示の工夫にも取り組み始めています。次の 10 年に向けて新たなスタートを切った奥の細道むすびの地記念館は、芭蕉や『奥の細道』、大垣の先賢について深堀りしたいあなたにぜひオススメです。

〈所在地〉大垣市奥の細道むすびの地記念館

〒503-0923 岐阜県大垣市船町 2-26-1 電話：0584-84-8430

〈開館時間〉午前 9 時から午後 5 時

〈休館日〉無休（年末年始及び展示替えの場合は休館）

〈入館料〉（芭蕉館、先賢館）一般：300 円、団体（20 名以上）：150 円

※高校生以下は無料

（観光・交流館）無料



記念館 HP はこちら

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター 地域史料通信 第 14 号

発行日 2023 年 3 月 31 日 年 1 回刊行（予定）

編集・発行 岐阜大学地域科学部地域資料・情報センター

〒501-1193 岐阜市柳戸 1 番 1 Tel (058)293-3323 Fax (058)293-3324

URL <https://www1.gifu-u.ac.jp/~forest/rilc/>